

## 独立行政法人電子航法研究所の保有する個人情報の開示請求に係る手数料を定める達

平成17年3月30日

理事長達 第11号

独立行政法人電子航法研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）（以下「法」という。）第26条第2項の規定に基づき、この達を制定する。

（手数料の額等）

第1条 開示請求に係る手数料の額は、保有個人情報が記録されている法人文書一件につき300円とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなす。

一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が一年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料は、次のいずれかの方法により納付するものとする。

一 現金（現金書留の場合等の当該郵送等に係る経費は、開示請求者負担とする。）

二 研究所が指定する預金口座への振込み（当該振込に係る経費は、開示請求者負担とする。）

（写しの送付）

第2条 開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

附 則

この達は、平成17年4月1日から施行する。